

都市型悪臭対策について (横浜市における飲食店臭気対策)

横浜市環境保全局公害対策部大気騒音課長 高 橋 俊 和

1 はじめに

「飲食店からの排気に含まれる臭気」が、都市生活型の環境問題として顕在化し、その行政対応が求められている。

そこで、本市ではこれら都市生活型の環境問題の解決に対して、規制だけではなく、行政と市民・事業者とのパートナーシップによる取組を重視し、そのための配慮指針や目安となる数値基準などを定めていくことが重要であると考えた。

本稿は、平成15年4月に施行した「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に盛り込んだ飲食店臭気対策をとりまとめたものである。

2 悪臭苦情の現状と課題

平成14年度に横浜市に寄せられた公害苦情の総件数は、1,647件。これを現象別構成割合で見ると、悪臭22%は、大気汚染34%、騒音31%に次いで、3番目に多い。

悪臭苦情の中でも、飲食店の排気に含まれる

臭気に対する苦情がここ数年のうちに十数件から約40件へと増加の傾向を示している。

このような状況は、深夜営業店舗や資材置き場、屋外作業場における騒音苦情など他の感覚公害と同様に都市生活型の環境問題として、近年、一層顕在化してきた問題である。飲食店臭気苦情の件数そのものは、他の苦情に比べて多くはないものの、苦情を申し立てられた飲食店は中小・零細企業が大半を占める。現在、これら飲食店向けの小型で性能の良い脱臭技術はほとんどなく、また、多額の経済的負担を伴う臭気防止対策は実施できないことから、解決の困難な環境問題となっている。

その上、都市に生活する住民は、生活環境における快適性（アメニティ）を求める傾向はますます強くなってきている一方で、不快を隣人に直接訴えずに行政機関に持ち込む傾向も高まってきている。

さらに、飲食店臭気によるトラブルが裁判に持ち込まれたり、本市内の焼肉店臭気に関して

マスコミから取り上げられたりするなど、社会的関心が高まってきたことを受け、新たな行政対応が求められていると考える。

3 実態調査

本市では今後の方策を検討するため、飲食店臭気の実態調査を実施した。

(1) 調査時期

平成14年8月1日から31日までの1箇月

(2) 調査対象

各行政1区1店計18店

各行政区で測定調査協力の得られる飲食店

を抽出し、選定した。

(3) 調査項目

三点比較式臭袋法

(4) 調査結果

業種別の結果を表1、2に示す。

臭気指数は、敷地境界ではいずれの業種も濃度の幅が同様であったが、排出口では焼肉店について日本料理店（うなぎ料理店）の値が高かった。臭気濃度の平均をとり、臭気指数を求めると、一部の高い値が平均を高く押し上げている結果となった。

○表－1 敷地境界における臭気指数

業 種	臭 気 指 数	<中 央 値>	店舗数（測定数）
焼 肉 店	10 未満～25	15	6（8）
日本料理店（うなぎ料理店、そば屋）	10 未満～26	13	3（4）
中 華 料 理 店 ラ ー メ ン 店	10 未満～26	12	6（10）
弁当総菜等製造業	11～25	17	3（4）
全 体	10 未満～26	14	18（26）

○表－２ 排出口における臭気指数

業 種	臭 気 指 数	<中 央 値>	店舗数（測定数）
焼 肉 店	24～34	27	6（13）
日本料理店（うなぎ料理店、そば屋）	22～32	23	3（5）
中 華 料 理 店 ラ ー メ ン 店	17～26	22	6（9）
弁当総菜等製造業	18～29	27	3（5）
全 体	16～34	27	18（32）

４ 課題に対する検討内容

平成14年９月に、専門家らで構成する検討会を設置した。検討会の役割は、飲食店からの排気による臭気に関する苦情に対して、今後どのように行政が対応していくべきか、技術的な検討を基に配慮指針を策定し、環境保全条例に盛り込むことである。

主な、検討課題は次の(1)～(5)の５項目である。

(1) 飲食店等がにおいて配慮すべき事項の位置付け

従来の条例制度では、工場・事業場と同様な規制をした場合、飲食店の大半が排煙を出せな

いこととなる危惧がある。そこで、現状の技術開発の動向、規制指導の実態を踏まえて行くこととした。

このため、事業所一般に対する規制ではなく、臭気苦情が生じた場合、その解決に向けた事業者等が配慮すべき指針により行政が誘導していくことが妥当であると判断した。

すなわち、市条例の中では、飲食店臭気苦情はまず、この「配慮事項に沿って対策をとり解決を目指す」。「規制値ではなく目標となる数値を示す」と定めることとした。

(2) 主要な配慮項目

ア 飲食店事業者は、建物の構造や換気用フー

ドの吸引方法などを工夫し、においが開放部分やすきまから外に漏れないよう努めること。

イ 事業者は、排出口の位置や高さ及び方向、排気設備の能力や構造などを考慮し、排気による周辺住民へのにおいの影響を極力少なくするよう努めること。

ウ 事業者は、オイルミストなどを捕集するため、ダクト中に金網やフィルターを設置するなど、換気設備について必要な措置を講ずるよう努めること。

エ 事業者は、周辺住民へのにおいの影響が大きい場合には、脱臭装置及び消臭設備の設置を検討するなど、必要な対策に努めること。

(3) 臭気の評価を数値で行うことについて

現在の飲食店臭気に対して数値で評価する場合は、技術的に解決すべき点も多く適当でないと判断した。そこで、臭気の評価に対する参考値を設けることとし、規制基準値を設けないこととした。

ア 基 本

悪臭防止法における規制基準設定の範囲は、臭気強度が2.5～3.5の時、臭気指数は10～21に相当する。

今回の実態調査の結果からは、飲食店の場

合臭気強度が2.5～3の時の臭気指数は14～20となった。

イ 参考値の求め方（手法）

今回、実態調査で得られた、敷地境界測定データについて、統計解析に用いられる「判別分析」の考え方を利用した。これは、悪臭防止法の3号規制（排水からの臭気規制）と同様の考え方である。

具体的には、苦情の有無で、合格、不合格を判別する方法である。

ウ 参考値の求め方（計算）

実態調査の敷地境界測定数 26個

過去に苦情有り及び現在も苦情有り 8
個…a

何らかの対策をとった後、現在苦情あり
5個…b

（前提）臭気指数が大きいほど苦情が出る傾向がある。

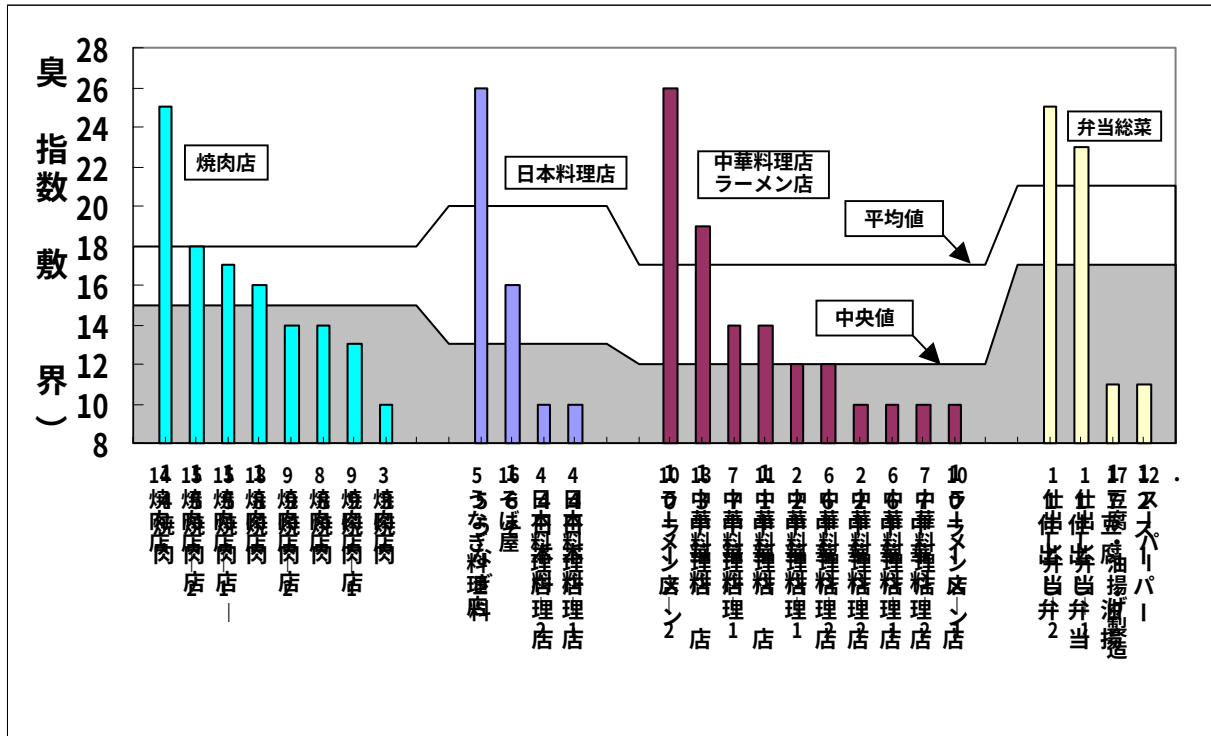
そこで、次により参考値を求めた。

① 26個の全測定データを大きいものから並べる。

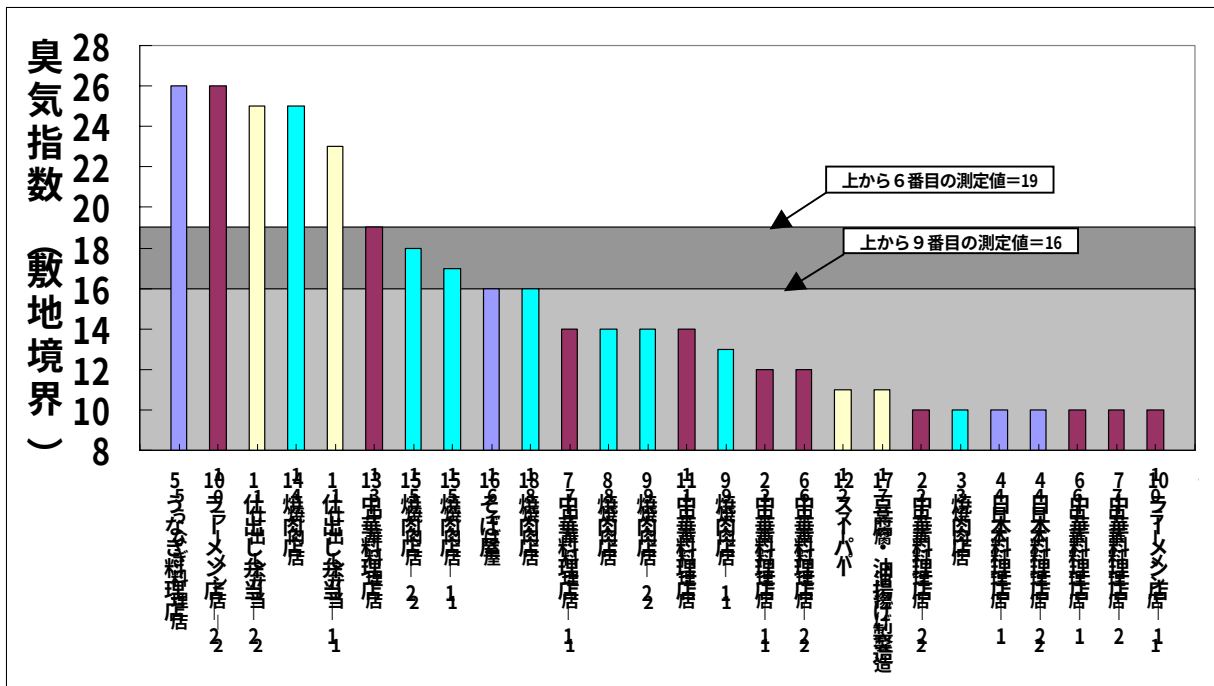
② 9番目（aを切り捨てた場合の最大値）と6番目（bを切り捨てた場合の最大値）の測定値を選択する。

③ 上から9番目の測定値 16

○表－1 敷地境界における臭気指数



○表－2 排出口における臭気指数



住居系地域の中心数値

上から6番目の測定値 19

その他の地域の中心数値

- ④ 参考値の意味合いを出すこと及び業種による違い、地域の状況やにおいの質（にんにく臭、焼肉臭、焼き魚臭など）に幅があることを考慮して、数値に幅を持たせた。

○ 下限値 中心数値からマイナス2

○ 上限値 中心数値にプラス1

以上から、飲食店等のにおいの参考値は、住居系地域においては14～17、商業系・工業系地域においては17～20とした。

(4) 評価の地点

ア 「排出口」とするか、「敷地境界」とするか

臭気を評価する場合、排出口から距離の離れた敷地境界線より排出口で評価した方がわかりやすく、適切な評価が得られるものと思われ、行政指導する立場からしても可能であれば排出口で評価すべきであると考えられる。しかしながら、次の理由から飲食店等からの臭気を排出口で数値規制することは難しい点があると考えた。

- ① 飲食店等の臭気については、まだ対応可能な脱臭・消臭の手段が確立されていない中で、

排出口で数値評価することについて、基準を超えた場合の事業者及び行政の対応が困難であること。

- ② 排出口での数値化は、飲食店等がとり得る有効な対策手段と考えている排出口の位置や向きの改善等が反映されないこと。

イ 「敷地境界の概念」について（においの評価地点）

飲食店等の臭気問題については排出口＝敷地境界線というようなケースもあり、悪臭防止法でいう敷地境界線の概念にはすぐわない場合がある。そこで、臭気を評価する場所を「敷地境界線」ではなく、「臭気を被る者の居住する建物の外側」とした。

今回の実態調査は敷地境界線と称してサンプリング可能な敷地内で採っており、正確な敷地境界ではない場合や、敷地境界線ではあっても道路との敷地境界等、実際に臭気を被る場所ではないところでサンプリングしたことにより参考値を上回ったケースもあった。

臭気を評価する場所を「敷地境界線」ではなく、「臭気を被る者の居住する建物の外側」とすることにより、より一層、被害実態にあった場所での指標が得られるとともに今

回の実態調査の結果に比べて臭気指数は低くなる。

なお、「・・・を被る者の居住する建物の外側」という概念は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の中で、夜間営業を行う大型小売店からの騒音の被害を認定する測定場所として、既に運用されている。

(5) 地域による区分を設けるかどうか

調査した飲食店のうち、現在、苦情が発生している飲食店の用途地域は住居地域と準工業地域であり、商業系地域はなかった。

また、配慮すべき指針は、全市域の飲食店等に共通とすることが必要であるが、次の理由により、用途地域別の参考値を設定する必要があると考える。

- ① これまでの環境保全に関わる指導の継続性を保つ必要があること。
- ② 苦情の多くは住居系地域に集中していることを考え、特に、住居系地域に配慮する必要があること。
- ③ 商業・工業系地域の土地利用の実態を踏まえる必要があること。

5 条例施行後の解決事例

(1) 行政は調整役

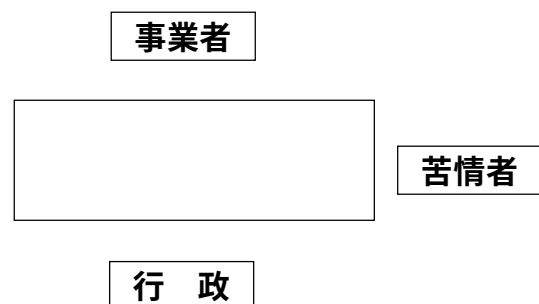
これまで、解決困難であった飲食店ののに対して、飲食店責任者、苦情申立人、そして行政の３者による話し合いの場を設け、お互いの歩み寄りにより解決できた事例もでてきた。

臭気苦情と言っている行政への陳情には、いくつかの背景がある。

- ① 悪臭によって健康や精神に影響があると思われるもの
- ② 市民生活を継続しがたい不快な悪臭である場合
- ③ 実は他の原因による近隣トラブルがあり、悪臭はきっかけである場合

(2) 解決方法・・・話し合いの様子

- ① 話し合いの場所：市役所の会議室を用意する
- ② 座る位置：対面すると対決姿勢になりやすいことから「コの字」直接の関係者は横に座る。



③ 事実の確認：客観的事実に基づいて話を進める。ともすると、感情論ばかりになるので、進行には注意を払っている。

④ 話し合いの時間：会議室は、1時間半以内が原則となっているのでこの時間内で話し合いをするようにし、残った課題は次回の予定を決めて終了する。たいていの場合は、この時間内で一定の解決を見る。

(3) 解決事例

① 老人デイケアサービスでの調理臭

第1の事例として、老人デイケアサービス事業者の厨房排気の苦情では、排気ダクトの立ち上げとダクトの向きの工夫により、その後の苦情申し立てはなくなった。

② ラーメン店焼豚の薫蒸の臭い

第2の事例として、ラーメン店の臭気苦情でも3者による3度にわたる話し合いの結果、暫定的な対応として、2方面から排気していた排気口のうち苦情者側を塞いだところ臭気は改善された。

このように、飲食店からのにおいては、高度な技術的対応でなくとも、苦情解決ができる場合のあることがわかってきた。希薄な近隣関係を改善することにより、臭気苦情が解決する事例

であると考えられる。

公害といえば、規制という時代から、規制になじまない環境問題への対応が今後の環境行政の役割であると考えられる。

6 今後の課題

現段階では、技術的解決策が乏しいため、飲食店臭気について直ちに規制することは難しい。そこで、当面の方策として、これら配慮指針を策定し対応することとした。

今後、臭気対策技術の進歩とともにこれらの対応は、必要に応じて見直しをして行かねばならない。このため、国の取組を求め、技術情報の収集や他の地方公共団体との連携、情報交換をしていく必要がある。

また、都市型臭気問題で、今回は飲食店臭気に的を絞って検討したが、クリーニング店、公衆浴場から臭気についての苦情も多い。そのためには、実態把握をし、多方面からの意見を聴くなどして、技術的解決策を見いだしていくべきだと考えている。